

災害により支払いが困難になった後期高齢者医療の保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。減免を受けるには、申請が必要です。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

**【対象】**

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産に著しい損害（10分の3以上）を受けたとき

※ 保険などによる補てんがある場合は減免額が変わります。

**【問い合わせ先】**

住民課保険年金係

0964-46-2113（直通）